

特定高齢者の決定方法等の見直し（平成19年度～）について

1 特定高齢者候補者の選定基準

以下の①～④のいずれかに該当する者

- ①うつ予防・支援関係の項目を除く20項目のうち、**10項目以上**に該当（基本チェックリスト1～20）
- ②運動器の機能向上**5項目のうち3項目以上**に該当
- ③栄養改善2項目の全てに該当
- ④口腔機能の向上**3項目のうち2項目以上**に該当

以下の①～④のいずれかに該当する者

- ①うつ予防・支援関係の項目を除く20項目のうち、**12項目以上**に該当（基本チェックリスト1～20）
- ②運動器の機能向上5項目全てに該当
- ③栄養改善2項目の全てに該当
- ④口腔機能の向上3項目全てに該当

2 特定高齢者の決定の基準

○運動器の機能向上関係

運動器の機能向上**5項目のうち3項目以上**に該当

○栄養改善関係（次のいずれかに該当）

- ・栄養改善の2項目の全てに該当
- ・血清アルブミン値**3.8g/dl**以下

○口腔機能の向上関係（次のいずれかに該当）

- ・口腔機能の向上**3項目のうち2項目以上**に該当
- ・視診により口腔内の衛生状態に問題を確認
- ・反復唾液嚥下テストが3回未満

○運動器の機能向上関係

運動器の機能向上5項目全てに該当

○栄養改善関係（次のいずれかに該当）

- ・栄養改善の2項目の全てに該当
- ・血清アルブミン値**3.5g/dl**以下

○口腔機能の向上関係（次のいずれかに該当）

- ・口腔機能の向上3項目全てに該当
- ・視診により口腔内の衛生状態に問題を確認
- ・反復唾液嚥下テストが3回未満

3 医師による生活機能の評価に関する判定区分の文言

○生活機能の低下あり

- ・介護予防事業の利用が望ましい
- ・医学的な理由により次の介護予防事業の利用は不適当

○生活機能の低下なし

○生活機能の著しい低下有り

○医療を優先すべき

○生活機能の著しい低下無し